特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	健康増進に係る事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
久慈市は、健康の増進に係る事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
岩手県久慈市長

公表日
令和7年7月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に係る事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康診査及びがん検診等実施要綱に基づき、健康の増進に係る事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①がん検診受診対象者の年齢要件、住所要件の確認 ②受診料免除要件に合致するかの確認 ③生活保護の対象であるかの確認 ④受診実績、検診結果の管理
③システムの名称	①健康管理システム　②団体内統合宛名システム　③中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住民健診情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表111項 2　平成26年内閣府・総務省令第5号（番号法別表主務省令）54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会並びに情報提供の根拠】 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条表中139項 〇利用特定個人情報省令第141条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部　保健推進課
②所属長の役職名	保健推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係　〒028-8030　久慈市川崎町1番1号　電話0194-52-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市生活福祉部保健推進課　〒028-0014 久慈市旭町8-100-1　電話:0194-61-3315

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は年度ごとに管理し、指紋とパスワードによる認証によって限定するとともにアクセスログを記録する等、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等できるようアクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅰ-5. 所属長の役職名	保健推進課長　吉田　義行	保健推進課長	事後	
平成30年12月27日	Ⅱ-1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成30年7月26日時点	事後	
平成30年12月27日	Ⅱ-2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成30年7月26日時点	事後	
令和1年6月11日	Ⅱ−1. 対象人数	平成30年7月18日時点	平成31年6月12日時点	事後	
令和1年6月11日	Ⅱ−2. 取扱者数	平成30年7月18日時点	平成31年6月12日時点	事後	
令和1年6月11日	Ⅳ　リスク対策	−	新様式への変更に伴い、「Ⅳリスク対策」について記載	事後	
令和2年5月11日	Ⅱ−1. 対象人数	平成31年6月12日時点	令和2年5月11日時点	事後	
令和2年5月11日	Ⅱ−2. 取扱者数	平成31年6月12日時点	令和2年5月11日時点	事後	
令和3年6月22日	Ⅱ−1. 対象人数	令和2年5月11日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和3年6月22日	Ⅱ−2. 取扱者数	令和2年5月11日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和4年4月22日	Ⅰ−1③システムの名称	健康管理システム	①健康管理システム　②団体内統合宛名システム　③中間サーバー	事前	
令和4年4月22日	Ⅰ−3.法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年久慈市条例第26）第3条第1項第1号	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第1の76項 2　平成26年内閣府・総務省令第5号（番号法別表第1主務省令）54条	事前	
令和4年4月22日	Ⅰ−4①.実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年4月22日	Ⅰ−4②法令上の根拠		【情報照会並びに情報提供の根拠】 〇番号法第19条第8号　別表第2の102の2の項 〇番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年4月22日	Ⅳ−6目的外の入手		十分である	事前	
令和4年4月22日	Ⅳ−6不正な提供		十分である	事前	
令和4年7月29日	Ⅱ−1. 対象人数	令和3年6月22日時点	令和4年7月29日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和3年6月22日時点	令和4年7月29日時点	事前	
令和5年6月21日	Ⅱ-1. 対象人数	令和4年7月29日時点	令和5年6月21日時点	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和4年7月29日時点	令和5年6月21日時点	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-1. 対象人数	令和5年6月21日時点	令和6年7月3日時点	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和5年6月21日時点	令和6年7月3日時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ-1. 対象人数	令和6年7月3日時点	令和7年6月20日時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和6年7月3日時点	令和7年6月20日時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅰ. 3 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第1の76項 2　平成26年内閣府・総務省令第5号（番号法別表第1主務省令）54条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表111項 2　平成26年内閣府・総務省令第5号（番号法別表主務省令）54条	事後	
令和7年7月11日	Ⅰ. 4. ② 法令上の根拠	【情報照会並びに情報提供の根拠】 〇番号法第19条第8号　別表第2の102の2の項 〇番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	【情報照会並びに情報提供の根拠】 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条表中139項 〇利用特定個人情報省令第141条	事後	
令和7年7月28日	Ⅳ. 8 人手を介在させる作業	–	十分である （新様式への移行に伴い、新規追加）	事後	
令和7年7月28日	Ⅳ. 11 最も優先度が高いと考えられる対策	–	3 十分である （新様式への移行に伴い、新規追加）	事後	